

# 保険料の納付方法をもう一度確認してみましょう

75歳以上の人(一定の障害があると認定された65歳以上の人)が加入する後期高齢者医療制度の、保険料納付や保険証の更新についてお知らせします。

## 保険料の納付方法

平成23年度の保険料決定通知は、7月15日以降に発送します。納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期等により、年金からの引き落とし・特別徴収と納付書または口座振替による納付(普通徴収)に分かれます。(下表)

平成22年度中に、保険料の減額・変更により年金からの特別徴収が停止された人や普通徴収に変更になった人は、7月から9月までは納付書による納付となります。通知が届いたら、「自分がどの納付方法なのか」必ず確認してください。

### 特別徴収の人も口座振替に変更できます

特別徴収により納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月29日(金)までに市役所と金融機関で手続きをしてください。10月の年金から特別徴収が停止され、口座振替による納付に変更となります(これまでの納付状況等から、変更が認められない場合があります)。

### 窓口負担割合を見直します

医療機関の窓口では、掛かった医療費の1割を負担することになっていますが、一定以上の所得がある人は3割負担になります。この負担割合は前年中の所得により毎年8月1日に見直しています。住民税の課税所得が14.5万円以上の場合、医療機関窓口での医療費負担が3割となります。

### 負担になります。

① 同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で、被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

② 年収383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70歳から74歳

の人を含めた収入額の合計が520万円に満たない人  
対象と見込まれる人には申請書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療を支えるため、所得に応じた公平な負担になっています。

ただし、次の①または②に当てはまる場合は、申請により1割負担になります。

① 同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で、被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

② 年収383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70歳から74歳

## 保険料の納付方法

対象	平成23年度の納付方法
平成23年2月支給時の年金から引かれて納付していた人	年金からの引き落としによる納付
平成22年9月までに年齢到達や転入などにより、新たに資格を取得し、年金から引かれる要件に該当した人	
年度の途中で、保険料の減額や変更により、年金からの引き落としが停止された人、または納付書による窓口納付に変更になった人	7月から9月までは、納付書による窓口納付または口座振替による納付。
平成23年5月までに年齢到達などにより、新たに資格を取得し、年金から引かれる要件に該当した人	10月から年金からの引き落としによる納付
納付書により窓口で納付または口座振替により納付していた人(年金から引かれる要件に該当しない人)	納付書による窓口納付または口座振替による納付
平成23年6月以降に年齢到達等により、新たに資格を取得した人	

\* 年金から引かれる要件は、年金受給額が、年間18万円以上の場合、または介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超えない場合です。

